

精神疾患とみぎわ会の歴史

令和6年10月
社会福祉法人 みぎわ会
理事長 横田研治

テーマ

1. 「みぎわ会」の理念・名前の由来

この世で行き場所がない人が、身を寄せ、休める場所

2. 日本の精神障害者の歴史

「みぎわ会」は、この歴史の上に成り立っている。

3. みぎわ会設立の頃

世界が、そして日本が解放処遇へと向かう中で生まれた。

4. これからの「みぎわ会」

対象者の変化、新たに社会が抱える問題を視野に入れる。

明治まで (精神障害者の法的な取り扱い)

702年 大宝律令

身体や精神の障害の程度に応じ、税の負担軽減や減刑処置が講じられていた。

この時代は、障害者は全て平等に処遇されていた。

江戸時代

「乱心者」の犯罪に対する減刑や赦免の規定有り。

1873年(明治6年) 東京番人規則

精神障害者が道を歩くことを制限する。

江戸から明治初期

- ・武士は「座敷牢」に幽閉
- ・貴族は寺社の楼閣に収容

従来、精神障害者は「狐憑き」や「祟り」「家系の問題」といったシャーマニズム的な捉え方をしていた。

1885年(明治17年) エルブイン・フォン・ベルツ

「狐憑き」を脳障害に起因するヒステリーとして「狐憑き病」と命名。

1874年(明治7年) 医政発布

- 癲狂院の規定
- 1875年(明治8年)
京都癲狂院開設 ···· 8年で廃院
- 1879年(明治12年)
- 東京府癲狂院開設

病院の新設は進まなかった。

1983年(明治16年) 相馬事件

相馬藩のお家騒動

旧相馬藩藩主、相馬誠胤(27歳頃)が、統合失調症(推定)の症状が悪化したため、1879年に宮内省の許可を取り自宅に監禁し、後に癲狂院に入院した。

1983年、旧藩士が、主君の病状に疑いを持ち、異母弟家族による不当監禁として告発した。

諸外国でも「日本で精神障害者は無保護の状態にある」と報道される。

1900年(明治33年) 精神病者監護法

治療保護に関する規定はほとんど見当たらない。
「座敷牢制度」を一定の条件の下で「私宅監置」として合法化する手順と法に反した時の罰則を書いたものであった。

日本での強制処遇・収容主義の始まり。
この後、私宅監置は増えていく。
精神障害者が、一般社会の目に触れなくなつたことで、
精神障害者への偏見や差別が増長していった。

* 1914年 第1次世界大戦

呉秀三 「精神病者私宅監置の実況」

1918年 刊行 …… 法改正へ向かう

わが邦十何万の精神病者は實にこの病を受けたるの

不幸の外に、この邦に生まれたるの不幸を重ねる

ものといふべし

1919年 精神病院法

- ・精神病院を作り
私宅監置を無くそうとした。
- ・公立の精神科病院は出来なかった。

国の予算は、軍備へと回されていった。
(軍備拡張、第2次世界大戦へ)

1950年 精神衛生法

- ・私宅監置禁止
(占領下にあった、小笠原諸島・奄美大島・沖縄は私宅監置継続)
- ・第1回全国精神衛生実態調査(1954年)

精神科病床	3万5千床
精神病患者	130万人
入院を要する人	25万人

* 日本では、精神床を増やすことが課題と考えた。

1950年代の世界

●抗精神病薬の開発

- ・寛解率の向上（病気が良くなる人が増えてきた）
- ・社会復帰の可能性が広がる

●精神病患者は、地域で暮らして外来に通院したほうが、入院させるより予後が長い。 (長生きできる)

1958年 精神科特例

厚生事務次官通達(発医第132号)

精神病院を特殊病院と規定・医師の数は一般病院の3分の1・
看護師数は3分の2を可とした。

*精神病院を開設しようとしても、医師・看護師といったスタッフ
が集まらず、病院数が増えなかった。

患者に対するスタッフの割合を減らしたことで、提供できる
サービスの質は低下した。

1964年 ライシャワー事件

1960年代は、世界的に精神科病床が減少していた。

ライシャワー事件(1964年)後

精神障害者へ対する、社会の態度が硬化する。

精神障害者を隔離する風潮が高まる。

厚生省も、精神科病院への隔離収容政策をとる。

世論の動き

新聞各社の見出し

「異常少年」 「当局精神異常と断定」 「変質者」
「野放し状態なくせ」

天声人語 朝日新聞 1964年3月25日朝刊

「春先になると、精神病者や変質者の犯罪が急にふえる。毎年の事
だが、これは恐ろしい。危険人物を野放しにしておかないように、国
家もその周囲の人ももっと気を配らなければならぬ。」

精神衛生法の大幅改正 1965年

ライシャワー事件を受けて
社会復帰を推進したモデルが、隔離型精神医療となる。

- ・通院公費負担制度

- ・措置入院制度強化 病床数

1960年	9万床
-------	-----

1965年	17万床
-------	------

1970年	25万床
-------	------

1987年	34万5千床へ増加
-------	-----------

世界の流れ

1978年 イタリア バザリア法成立
精神科病院廃止へ動き始める

1981年 国際障害者年

1982年～ 国連・障害者の10年

1983年 「宇都宮病院暴行事件」・世界から非難される

宇都宮病院暴行事件

1983年 看護職員らの暴行によって、患者2名が死亡した事件。

4月 夕食を食べたくない、食事を残飯入れに捨てたため
4人の職員からリンチを受け、4時間後に死亡

12月 見舞いに来た知人に「退院したい」と訴える
それを聞いた看護師から暴行を受け、翌日死亡

1984年3月14日 朝日新聞が朝刊で報じる
国連人権小委員会で取り上げられ、国際法律家委員会が調査に来日する

1987年 精神保健法

- ・本人の同意に基づく入院が明確化される。
- ・精神医療審査会ができ、人権への配慮が制度化される。
- ・社会復帰の促進がうたわれる。

1991年国連決議

「精神病者の保護および精神保健ケア改善のための諸原則」

1993年 精神保健法改正

精神障害者への処遇の変化

精神保健法改正(1993年)

1. グループホーム(精神障害者地域生活援助事業)法制化
2. 精神障害者社会復帰促進センター創設

「心身障害者対策基本法」が「障害者基本法」に改称

3. 精神障害者に対する福祉が法的に明示される

地域保健法成立(1994年)

4. 社会復帰は、市町村の保健所の協力の基で行う

* 1994年 みぎわ会設立

みぎわ会の歩み

●法人化前

創設者は、1956年、精神科病院で働き始める。

以降、精神障害者の自立(社会復帰)を理念として活動してきた。

●法人化

1994年 社会福祉法人みぎわ会設立

1995年 泉荘(精神障害者援護寮)開設

1996年 愛和社会復帰センター(精神障害者入所授産施設)開設

1996年 ゆくはし訪問看護ステーション開設

*みぎわ会の事業展開は、利用者の「自律」への道をつくること。

福祉事業で大切なことは、明日へ向かう歩みを止めないこと。

これからの「みぎわ会」

1. 利用者の変化

- ・精神障害者の中の、自閉症スペクトラムも対象となる。
- ・精神障害も、症状が多様化し、対応に個別性が求められる。

2. 社会の持つ問題

- ・孤立(保証人、過去の経歴への偏見)した人たち。
- ・社会の価値観に押しつぶされる人たち。(ひきこもり)
- ・家庭の養育力不足。(児童虐待)

*「社会復帰」から「居場所の確保」へ

参考文献 1

- ・これから的精神保健福祉第3版 編集 日本精神保健福祉協会
　　へるす出版 2003年2月20日
- ・精神科訪問看護 総編集 坂田三充 中山書店 2005年1月31日
- ・イタリアの地域精神保健に学ぶ 沖縄県精神保健福祉連合会
　　2016年2月15日
- ・精神病者監護法 精神保健研究 46 2000年 P80～81
- ・精神衛生法 精神保健研究 46 2000年 P82～88
- ・我が国における精神障害者処遇の歴史的変遷 藤野ヤヨイ
　　新潟青陵大学紀要 第5号 2005年3月

参考文献 2

- ・戦争と心 沖縄戦・精神保健研究会〔編〕
琉球タイムズ社 2017年 8月23日
- ・消された精神障害者 原 義和著
高文研 2019年 1月 1日
- ・精神保健福祉の歴史
高知県子ども・福祉政策部 精神保健福祉センター 2014年3月22日
- ・エドワイン・O・ライシャワー ウィキペディア
- ・宇都宮病院事件 ウィキペディア
- ・日本の精神医療に大きな影響を与えたライシャワー事件
はてな村定点観測所 2017.07.17

参考文献 3

- ・宇都宮病院リンチ殺人事件の概要

KIRARI 2019年7月31日更新

- ・宇都宮病院事件から精神保健法の誕生

障害保健福祉研究情報システム 2010年8月号

- ・中年の新たなる物語 ディヴィッド・ベインブリッジ著

筑摩書房 2014年11月20日

- ・統合失調症の回復とはどういうことか 横田泉著

日本評論社 2012年5月25日

- ・精神医療の光と影 高木俊介著

日本評論社 2012年2月25日